

令和2年7月22日

大学院保健学研究科
医学部保健学科

学生・教職員 各位

保健学研究科長・医学部保健学科長

安田尚史

新型コロナウイルス感染症の拡大下における体調不良者の対応について

本学の活動制限レベルは現在「レベル2」であり、令和2年6月24日に通知した「新型コロナウイルス感染症に対する保健学研究科・医学部保健学科の取扱いについて」（保健学研究科 HP 参照）を活動指針としていますが、それ以外にも様々な理由で体調不良を訴える人が増える傾向にあります。そこで、再度、対応の原則を注意喚起します。

【体調不良を自覚する学生・教職員への対応】

下記に添付する 2020.05.12 付けで神戸大学が定める「感染予防対応について」を参照とすること。特に、対面式の定期試験を受験する学生は「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」（別添1）に基づき、病医院に行くことなく、対応してください。 発熱は健康調査票にあるように37.5℃を目安としてください。

感染予防対応について（神戸大学 HP 参照）

2020年05月12日 更新

1. 体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のあるものは、登校・出勤を控えてください。その場合、「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」に基づき、学生は教務学生担当係、職員は総務担当係へ必ず連絡してください。

また、体調不良の場合は、毎日体温を計測し（朝夕2回以上）、症状とともに記録してください。症状に応じて医療機関の受診を検討してください。

登校・出勤を控える期間は下記となります。

- 症状が出現してから、8日を経過するまで、かつ
- 薬剤を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで

（発熱や全身倦怠感についても、風邪薬や解熱剤を使わず症状がなくなった日から3日を経過するまで）

(インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで)

期間を過ぎれば、登校・出勤が可能です。

登校・出勤後もさらに、4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。

2. 次の相談・受診の目安に該当する症状がある方は「[帰国者・接触者相談センター](#)」(相談センター)に相談し、指示に従ってください。

参考：[新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安](#) (厚生労働省) (2020年5月8日改訂)

- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状がある。

※高齢者や基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方は、重症化の恐れがあるため上の状態が2日程度続く場合には相談センターに相談してください。

これらは、あくまでも目安であり、症状が強い時は、我慢せず、相談のうえ医療機関受診をしてください。

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、学生については登校停止、職員については就業禁止となります。学生は教務学生担当係、教職員は担当総務係へ必ず連絡してください。療養後、「治癒した」旨の診断書を主治医に書いていただきます。
 - 学生は、療養後1週間はさらに自宅等に待機してください。
 - 職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後、1週間は在宅勤務として下さい。

その後、診断書を保健管理センターに持参してください。

確認の上、登校・出勤が可能となります。

治癒後も、再発例が報告されています。療養後4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。

4. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方は、学生は各科教務係、教職員は担当総務係に必ず連絡をしてください。保健所の指示に従い、感染拡大防止に努めてください。また、感染者との最終接触から14日間は登校・出勤を控え自宅等に滞在(自宅学習等)するよう努めてください(*注)。
5. 登校後や就業中に体調不良となった場合は、手指衛生に努め、マスク等咳エチケットに留意し、帰宅し、1.の対応をとってください。(*注)

(*注)

○ 登校・出勤せず自宅待機をする場合

14 日間は毎日本温を測り(朝夕 2 回以上)、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、保健所の指示に従ってください。待機開始時には十分な食料・水などを準備し、生命の維持のため等やむを得ない場合以外は待機場所にとどまってください。

○ 体調の経過観察を指示された場合

14 日間は毎日本温を測り(朝夕 2 回以上)、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、上記 1.2 と同様に行ってください。

【別添資料】

1. 神戸大学「感冒様症状に係る届出制度」(別紙 1)



保健管理センターだより

みんなで防ぐインフルエンザの大流行・・・ 風邪症状のある時は大学に連絡して自宅療養を！ ～ 神戸大学「感冒様症状者に係る届出制度」～

今年もまもなくインフルエンザの季節を迎えます。平成21(2009)年に世界的に大流行した「新型インフルエンザ」(インフルエンザ H1N1/2009)は、幸い危惧された強毒性インフルエンザではありませんでしたが、今後も新たなインフルエンザが発生する可能性は常にあります。神戸大学ではインフルエンザ H1N1/2009の流行時に「感冒様症状者に係る届出制度」を設け、インフルエンザの大学内での流行状況の観察(サーベイランス)と、感染拡大の防止に役立てています。

インフルエンザウイルスの亜型と新しいウイルス

インフルエンザウイルスにはA型、B型、C型の3種類があり、A型はヒトやブタなどの哺乳類と多くの鳥類に、B型は人とアザラシに、C型はヒトとブタに感染することが知られています。中でもA型は、今までもスペイン風邪(1918年)、アジア風邪(1957年)、香港風邪(1968年)などヒトへの大流行や、家禽・家畜への流行により、多大な人的・経済的損失をおよぼしてきました。今日ではヒト、家禽、家畜のA型インフルエンザウイルスは全て、渡り鳥であるカモのウイルスに由来することが判っています。

A型インフルエンザウイルスはウイルス表面の2つの糖蛋白質であるヘマグルチニン(H1～16の16種類)とノイラミダーゼ(N1～9の9種類)の組み合わせによって144種類の亜型に分類されています。例えばスペイン風邪の原因となったウイルスはH1N1、アジア風邪のウイルスはH2N2、香港風邪のウイルスはH3N2でした。ヒトが経験したことのない新しいヘマグルチニン亜型を持つウイルス(H5N1など)がヒトからヒトへと感染する能力を獲得すると大流行を引き起こす可能性があり、恐れられているのです。

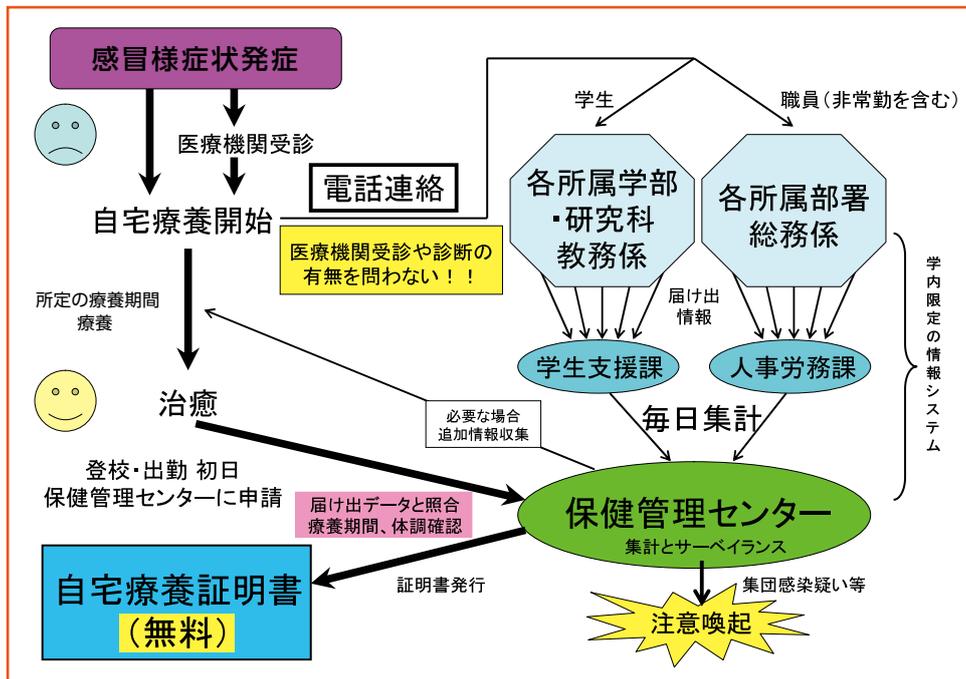
神戸大学における「感冒様症状者に係る届出制度」

インフルエンザ H1N1/2009は発生当初、従来のインフルエンザよりも致死率が高いといった情報がもたらされ、空港での検疫体制の強化や病医院での発熱者への隔離対策など、世界中で大騒ぎとなりました。国内初の患者が神戸市で確認されたこともあり、兵庫県では感染拡大防止のために全ての県立学校の休校措置と全県の小・中・高等学校に対する休校措置要請が行われ、神戸大学でも1週間に渡って学部・研究科の全ての授業を休講し、課外活動や講演会・カンファレンスなど人の集まる活動を禁止する措置がとられました。

インフルエンザについては従前から学校保健法(現、学校保健安全法)で「解熱後2日を経過するまで出席停止とする」旨、定められていましたが、風邪症状があっても登校したり、厳密には守られていないのが実情でした。また、インフルエンザ H1N1/2009の発生を受けて、厚生労働省から「発症の翌日から7日、または解熱後2日を経過するまで出席停止とする」旨の通知が出されましたが、インフルエンザを診断するための検査そのものにも問題があり、インフルエンザにかかった人が病医院で「インフルエンザではない」と診断されてしまう可能性も高かったのです。

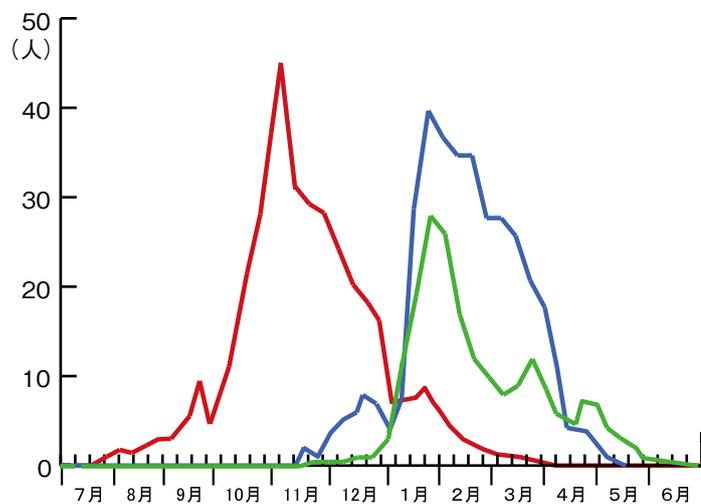
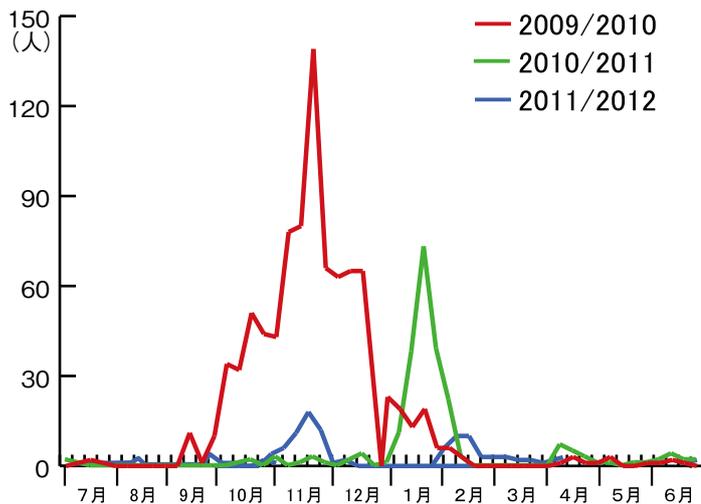
こうしたことから、神戸大学ではインフルエンザと診断されていなくても、感冒様症状があれば大学に電話連絡して自宅療養できることとし、感染者が登校・出勤することによって起こる大学内や通学・通勤経路における感染拡大の防止を図ることにしたのです。また、このことは不必要な病医院への受診を減らし、社会として限られた医療資源を、より重症の方に回すことにも繋がりました。

「感冒様症状者に係る届出制度」(図1)では、感冒様症状のある学生や職員は所属する学部・研究科等の教務係(職員は総務係)に連絡し、発熱などの状況に



(図1) 神戸大学における「感冒様症状者に係る届出制度」

についての質問(問診項目)に答えます。これによって病医院に行くことなく、「発症の翌日から7日、または解熱後2日を経過するまで」自宅療養をすることができ、所定の期間を過ぎて登校・出勤する際には保健管理センターで診察を受け、「自宅療養証明書」を受け取ることができるようにしたのです。体調不良を押しての登校・出勤を防ぐため、学生では単位取得に影響を与えないよう、職員では「自宅待機命令」を受けての公休として取り扱われるよう、配慮されました。その後、平成24(2012)年4月に学校保健安全法におけるインフルエンザによる出席停止期間が「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」とされたことに伴い、この制度もそれに準じた自宅療養期間として運用されています^{注)}。



(図2)「感冒様症状者に係る届出制度」に基づく神戸大学生からの報告数(上段)と、神戸市定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数(下段)の推移

「感冒様症状者に係る届出制度」によるサーベイランス

この制度では、電話連絡を受けた担当者によって入力された問診項目への回答結果は、学生支援課や人事労務課での集計の後、保健管理センターに送信され、インフルエンザの神戸大学における流行状況の観察(サーベイランス)に供されています。また、問診項目には所属課外活動団体や周囲の人達の発症状況に関する事項も含まれ、集団感染が疑われる場合には該当する課外活動団体や学部・研究科等への注意喚起・保健指導も行われます。

インフルエンザ H1N1/2009の流行年やそれ以降の年の電話連絡による学生からの報告数の推移(図2、上段)は、神戸市定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数の推移(図2、下段)と良くシンクロナイズしています。また、インフルエンザ H1N1/2009の流行は、例年とは異なる早い時期に起こったものであることがわかります。この制度は毎年のインフルエンザのみならず、強毒型インフルエンザが将来流行した時にも、神戸大学における流行状況の把握と臨機の感染拡大防止対策の策定に役立つものと期待されているのです。

健康管理のために自分の体温を知る!

この制度における電話連絡時には、発熱などの状況についての問診項目に答えていただきます。体温には腋下定温、舌下定温、直腸定温、鼓膜定温などがあり、日本では一般に腋下定温が体温測定に用いられています。10歳代から50歳代の平均体温は $36.89 \pm 0.34^{\circ}\text{C}$ とされていますが個人差があり、朝低く夕高い傾向や、食事・運動・入浴による影響もあります。ですから、体調の良い時の自分の体温(平熱)を知っておく事が大切です。自らの健康管理のためにも体温計を手許に置き、体調がすぐれない時には測ってみましょう。発熱は感染症の他、免疫疾患やホルモンの異常、腫瘍などのサインであることもあります。変だなと思ったら、保健管理センターにご相談ください。

注) 病気の種類によっては、学校保健安全法施行規則に出席停止期間が別途定められているものがあります。また、医療機関からの診断書が必要になる場合があります。試験や実習等の代替措置については学部・研究科によって対応が異なる場合がありますので、各学部・研究科の教務係にお尋ねください。

参考

1. 馬場久光:流行っています!…ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザ。六甲ひろば 78:11, 2004
2. 国立大学法人保健管理施設協議会 エイズ・感染症特別委員会: インフルエンザとキャンパス感染症 ガイドブック 2009, カマル社, 東京, 2009
3. 国立大学法人保健管理施設協議会 エイズ・感染症特別委員会: インフルエンザとキャンパス感染症 ガイドブック 補遺2010, カマル社, 東京, 2010
4. 兵庫県新型インフルエンザ対策検証委員会:兵庫県新型インフルエンザ対策検証報告書～第2波に備えた対策に関する提言～, 2009 <http://www.hyogo.med.or.jp/influenza/data/pdf09090701.pdf>
5. 大阪府健康医療部:新型インフルエンザ(A/H1N1pdm2009)対策の検証, 2010 http://www.pref.osaka.jp/attach/6188/00097494/220928_kensho-zentaiban.pdf
6. テルモ体温計研究所 <http://www.terumo-taion.jp/temperature/index.html>

保健管理センターだより 81

(神戸大学広報誌「六甲ひろば」から引き続き連載) 保健管理センターの詳細につきましては、保健管理センターホームページでも案内しています。

<http://www.health.kobe-u.ac.jp/>